

医療 シリーズ 安全

第18回

「くも膜下出血の術後5日目の窒息事故」

弁護士 山下 洋一郎
弁護士 山口 祐輔

1.はじめに

くも膜下出血に対する手術を受けて5日目に蒸しパンを喉に詰まらせて窒息したことについて、看護師に適切な食事介助を行わなかった過失があると判断した事例を紹介します。

2.事案

Aさん（60歳の男性）は、平成19年にくも膜下出血と診断されて全麻下にコイル塞栓術を受け、その後JCS3～10の間を推移していましたが、食事は全量または3分の2程度を摂取でき、「むせ」はなく、ロールパンも問題なく摂取できていました。しかし、術後5日目の昼食に出た蒸しパンを丸ごと口に入れて喉に詰まらせて窒息し、呼吸停止となったことにより血管性認知症となってしまいました。患者家族は、担当医には食事介助の方法について適切な指示をしなかった過失があり、看護師には蒸しパンを一口大にしたりすべき義務等を怠ったとして、病院と医師に対して約1億4000万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

2.裁判所の判断

裁判所は、医師の過失は否定しましたが、患者の意識状態は良いものではなく、自分の嚥下に適した食べ物の大きさや柔らかさを適切に判断することが困難であったから、自分の嚥下能力を超えた大きさのものをそのまま飲み込もうとする行動に出る可能性があることを看護師は予測できたのに、食べやすい大きさにして与えなかった過失があるとして、病院に対して約4800万円の支払を命じました（東京地方裁判所平成26年9月11日判決）。

3.まとめ

関係者は、患者には「むせ」もなく、ロールパンも問題なく摂取できていたことから、嚥下能力は十分であると判断していたのでしょうか。しかし、もう少し視野を広げれば、くも膜下出血という脳血管系の疾病であったこと、術後間もないことから食べ物を喉に詰まらせることも予測すべきだったと言えますが、その過失を看護師にだけ認め、医師の過失を否定したことは少し疑問が残ります。いずれにせよ、パンは喉に詰まらせやすい食べ物ですので、誤嚥が少しでも予測できる患者には転ばぬ先の杖として小さくちぎる等の工夫が必要です。この事件は、病院側が控訴して、控訴審で和解ができたようですが、和解の賠償額はわかりません。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242